

目次

はじめに	09	
第一章	これまでの経緯及び信濃学園の方針	10
第二章	実践記録	14
第1節	実践記録A 入所利用者の生活と支援	14
1.	ユニット制による小規模集団での生活と支援	14
2.	各寮での生活の様子と支援	15
(1)	こまくさ寮での生活の様子と支援	15
(2)	東寮での生活の様子と支援	19
(3)	西寮での生活の様子と支援	23
(4)	南寮での生活の様子と支援	26
3.	18歳以上の利用者支援…日中活動	29
4.	季節の行事、のびろ祭及び地域交流支援	30
5.	家族との交流について	34
6.	食事・給食・安全衛生	35
7.	保健衛生と健康管理	39
8.	自閉症療育支援事業	42
9.	各種療法	44
10.	余暇支援と社会性の習得支援	46
第2節	実践記録B 在宅障がい児の生活と支援	48
1.	短期入所及び日中一時支援事業	48
2.	こまくさ教室	49
第3節	実践記録C 支援体制の整備	52
1.	権利擁護に基づく虐待防止対策及び個人情報保護	52
2.	個別支援計画、支援経過記録及びSS目標	54
3.	危機管理	56
4.	苦情解決対応	58
5.	サービス評価と情報公開	59
6.	保護者及び関係機関との連携	62
7.	コラム 松本養護学校からの寄稿	64
8.	入所、退所及び地域生活移行の支援と調整	66
9.	広報活動	69
10.	地域に根差した施設として	70
11.	各種研修	71
おわりに	72	
附 資料	73～86	

はじめに

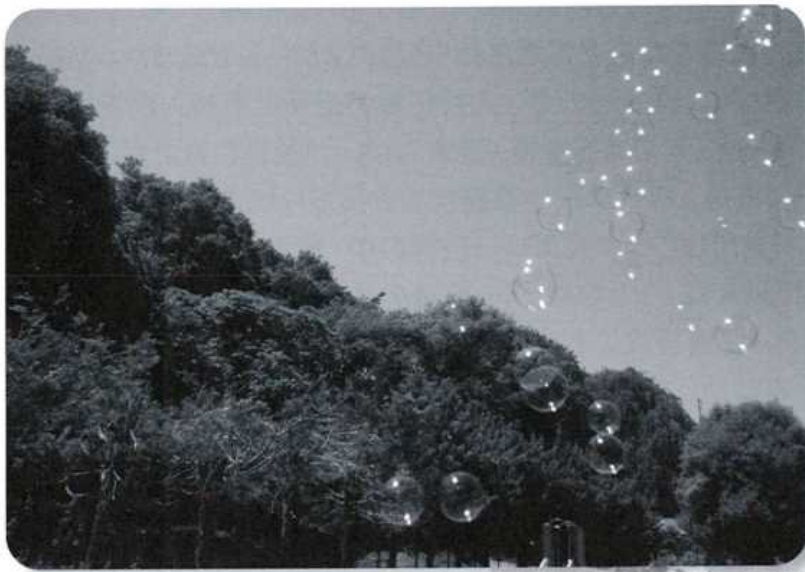
社会福祉法人長野県社会福祉事業団 長野県信濃学園所長 長田 基佳

長野県信濃学園は、昭和26年4月に開設され、70周年を迎えます。これも偏に、関係者の皆様のご理解とご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

この間、昭和59年度に現在地への移転、そして、平成23年度からは指定管理者制度が導入され、社会福祉法人長野県社会福祉事業団が現在に至るまで運営を受託し、利用者の皆様がいつでも生活の「主役」であるために、をキーワードに、利用者の皆様一人ひとりに適した支援を実践し、安心・安全そして豊かな生活の場を提供できるように努めてまいりました。

今回、指定管理者第2期（平成28年度～令和2年度）の満了に当たり、この5年間の取り組みについて支援実践記録をまとめましたので、お届けいたします。

今後ともご高配を賜りますようお願い申し上げます。



第一章 これまでの経緯及び信濃学園の方針

信濃学園は、昭和26年に県立県営の施設として開設された。今日までの約70年間、重度棟の設置、改築移転、定員の縮小、地域療育支援の開始、指定管理制度による事業運営主体の変更など、様々なできごとがあった。その歴史の流れの中で、信濃学園にとって大きな意味を持つ変節や課題に触れておきたい。

1. 信濃学園の開設…保護の時代

日本国憲法が公布された翌年の昭和22年、児童福祉法が制定された。昭和26年には、「日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために」、児童憲章が定められた。以降、日本の児童福祉制度は、これらを基本法として発展をとげ、国連「児童の権利に関する条約」の批准（平成6年）、児童虐待防止法の制定（平成12年）、児童福祉法の改正（平成28年）等、法制度の整備がなされていくことになる。

昭和26年4月、信濃学園は開設された。当時の県内には約3,000名の知的障がいのある児童がいるといわれていた中で、中・軽度の児童を中心とした定員50名のスタートであった。当初は巷にあふれる浮浪児や戦災孤児の保護が中心であったが、入所児童の退所と新規入所を繰返していくうちに重度化が進んでいった。昭和42年には重度棟（定員20名）が設置されたが、重度化が本格的に加速したのは昭和45年頃である。特殊学級や養護学校から取り残された在宅の重度の障がい児を受入れるようになると、「退所していく児童は一般棟の中・軽度児ばかり、しかし入所してくる児童は重度児ばかり」（『25周年誌』）となり、「一般棟の児童のうち半数以上が重度指定の児童」（『25周年誌』）になった。児童施設にとって、重度化自体は全く問題にはなりえない。しかし、重度化によって移行先がみつからず、その結果として「児童施設の高齢化」という別の問題が発生してしまった。これは、令和になった現在においても続いている。

2. 学校教育の導入

大きな変節の一つに、学校教育の導入をあげることができる。

養護学校が義務教育化されるまでの間、知的障がい児の教育については、学校教育法による就学義務の猶予あるいは免除が認められるとされていたことから、多くの障がい児が学校に通うことなく成人するという事態が生じていた。このような事態を緩和するため、教員を施設に派遣する施策がとられていたこともあった。

昭和46年、中央教育審議会答申が「これまで延期されてきた養護学校における義務教育を実施に移す」ことを提言したことを受け、昭和47年度から特殊教育拡充計画が策定されることとなった。また、養護学校整備七年計画により、最終年度の昭和53年度までに全対象学齢児童生

徒を就学させるための整備が図られることとなった。昭和54年4月、ようやく養護学校教育は義務教育化された。

信濃学園では、児童の学習などの必要なことは、「生活指導の一環」として信濃学園の職員が教えていた。先述したような「教員を施設に派遣する」ことが他県に比して遅れていたことを憂慮した当時の関係者の尽力により、昭和48年4月には派遣職員という形で運営された施設内学級である波田小学校信濃学園分室が開設され、翌年4月には中学校の分室が開設された（『25周年誌』）。昭和53年には、長野県においても障がい児が学校教育を受けられるようになった。同年4月、特殊学級としての扱いであった波田小・中学校信濃学園分室は、県立松本養護学校に移管されて「発展的に閉級」（『30年のあゆみ』）された。以降、学校教育は学園生活の両輪の一つとして、現在においても重要な位置を占めている。

3. 新たな障がい観と施設の考え方

昭和50年の「障害者の権利宣言」採択、そして、昭和56年の国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」やノーマライゼーションの理念等の考え方が広がるに従って、障がい児施設の使命は、保護を優先することから、療育の支援、一人ひとりの生き方を支援することが中心になった。また、社会福祉基礎構造改革、障害者自立支援法（現：総合支援法）により、施設福祉から在宅福祉、そして、地域福祉へと変遷していった。

信濃学園においても、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境の変化や、多様化・複雑化した課題に対応すべく、在宅の障がい児やその家族への療育支援を実施することになった。昭和60年4月、「母子短期療育事業」（通称「こまくさ教室」）が発足し、在宅の障がい児を対象として、母子による宿泊訓練（平成14年度まで実施、以後は短期入所事業）、相談業務および信濃学園退所児のアフターケアを開始した。この事業は、「在宅障害児への療育支援の位置付けを明確にしている点や児童精神科医、小児科医、歯科医、理学療法士など専門スタッフを揃えて総合的な療育指導が実施されている点など全国的にも先駆的な事業として大いに評価されるものであった」（『創立50周年誌しなの』）。信濃学園は、地域住民の一人ひとりが安全で豊かな生活が送れるようにという考えのもと、在宅児童とその家族を支える地域の拠点としても認識されるようになった。

4. 18歳以上の障がい者と信濃学園

信濃学園では昔も今も、年齢を超えた利用者の地域移行、施設等への移行が大きな課題となっていることは、先述したとおりである。入所利用年齢が18歳未満という児童福祉法上の規定があることから、適切な移行先を見つけなければならない。移行先として、まずは生活の場を確保する必要があるが、その選択肢には家庭への復帰、アパート等の自立生活、成人の施設やグループホーム等がある。

当初は、「学園を出ていく子供の25%以上が就職できている」ということは何にもかえがたい

喜び』（『20年のあゆみ』）と記録されていたほどであったが、「この就職率を今後も続けていくということは施設の近代化とはおよそうらはらに誠に困難のこととされます」（『20年のあゆみ』）と予測されていたとおり、重度化が進むにつれて移行先は成人施設が中心となった。その成人施設においても、施設の小規模化や地域生活への移行という流れのなかで、例えば長野県西駒郷のような大規模入所施設の定員が縮小されていった。その結果、成人施設側に空きができなくなって、18歳以上の信濃学園児童の行き先がない、という事例が増えた。また、昨今の社会福祉業界の人材難によって、「定員に空きはあるが、支援者不足で支援する体制が整わないから受け入れられない」ということも散見されるようになった。なかなか移行先が見つからず、結局、「みなし規定」により18歳を超えて信濃学園に在籍する事例が多数発生してしまい、まさしく「児童施設の高齢化」という状態に陥ってしまった。

この「みなし規定」については、「障害児入所施設の機能強化をめざして ― 障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 一」（令和2年2月10日）において、平成30年3月まで、令和3年3月までと2回行われた「みなし規定」の延長は行わず、早い段階から退所後の支援に取り組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置を促進することで18歳前までの退所をすすめる（ただし、22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討をする。）、と提言された。厚生労働省は令和2年10月、経過措置を少なくとも1年間延長する方針を明らかにした。また、移行調整をめぐる新しい枠組みづくりについて、令和3年夏には結論を出す予定とした。諸々の実務的な詳細については未確定の部分もあるが、利用者が退所後も安心して生活を送ることができるよう、今後は児童相談所や市町村、相談支援センター等の関係機関が連携し、早期の地域生活移行がかなうことを望むばかりである。

5. 指定管理業務と信濃学園の方針

信濃学園は、平成23年度に長野県社会福祉事業団が指定管理者の指定を受けた。以降、今年で10年が経過する。県営時代から引続いて、利用者の権利擁護を大前提にし、小集団による生活をとおして専門的療育を実施しながら、保護者及び学校等関係機関との連携を図り、利用者の地域生活移行が実現するよう、不断の支援を行ってきた。この支援が独りよがりにならないように、サービスの適正性の検証を内部ばかりでなく外部の目（福祉サービス第三者評価など）によっても行い、次の支援に活かせるよう、不断の努力をしている。

信濃学園の主な来歴

元号(年)	西暦(年)	事項
S 26	1951	信濃学園 開設 定員 50 人
53	1978	松本養護学校信濃学園分室開室
59	1984	現在地に新築移転(定員 60 人)
60	1985	母子短期療育事業 こまくさ教室開始
H 1	1989	松本養護学校高等部へ進学
15	2003	短期入所開始
18	2006	利用契約制の導入
20	2008	定員を 30 人に削減
23	2011	指定管理者の指定を受けたことにより 社会福祉法人長野県社会福祉事業団が運営
23	2011	北棟を改修し、ユニット制(寮) 導入 4 寮体制(こまくさ寮、東寮、西寮、南寮)
28	2016	社会福祉法人長野県社会福祉事業団が 指定管理者として第2期目の運営を開始
R 3	2021	社会福祉法人長野県社会福祉事業団が 指定管理者として第3期目の運営を開始

